

平成15年度におけるインフルエンザワクチンの供給状況について

- 平成 15 年 6 月のインフルエンザワクチン需要検討会において、平成 15 年度におけるインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要量を 1,244 ～ 1,400 万本（1mL 製剤換算、以下同じ。）と予測。
- SARS 対策に関連し、厚生労働省がワクチン接種を奨励する予定であったことから、全製造業者に対し、できる限りの増産をお願いし、最終生産総量は昨シーズンのワクチン消費量（1,040 万本）の 4 割増しとなる 1,481 万本となった。
- 10 月 1 日から、ワクチン接種できる体制確保。
- 10 月 1 日付けで都道府県を通じ、
 - ① 医療機関に対し、過剰な注文をしないこと。
 - ② 卸売販売業者に対し、医療機関からの注文量が前シーズンの購入量と比較し、過剰量でないことを確認の上、販売すること。
 - ③ 医療機関及び卸売販売業者に対し、返品をやめること。について協力を求めた。
- 11 月 17 日以降、37 都道府県からワクチンが入手できない医療機関があるとの連絡あり。
- 12 月 9 日付けで都道府県に対し、以下の内容の通知を発出。
 - ① ワクチンが不足している可能性がある都道府県は、医療機関等の在庫を調査し、ワクチンの融通を進めること。
 - ② 医療機関や卸売販売業者にワクチンの返品をやめ、積極的にワクチンの融通に協力するよう要請すること。
 - ③ ワクチンの在庫に余裕がある都道府県は、他の自治体へワクチンを融通する等の協力をを行うこと。
 - ④ 管内でワクチンが不足している場合は、国に連絡すること。
- 日本医師会の協力を得て、10 月及び 12 月に、会員に対し、返品をやめワクチンの融通に協力するよう、周知いただく。
- 12 月～1 月の間、ワクチンの融通を希望した 16 都府県に対し、合計 10,426 本のワクチンを厚生労働省が調整の上、融通を実施。
- 1 月 22 日以降は都道府県からワクチンの融通の要請がなくなる。
- 返品数量の調査を開始し、平成 16 年 1 月 26 日～30 日の間に医療機関から医薬品卸販売業者に対し返品されたワクチンの本数は 80,984 本（中間報告）。
- 4 月 30 日現在、約 18.2 万本の未使用ワクチンが確認されている。（別紙参照）

(別紙)

平成15年度インフルエンザワクチン流通状況（H16.4.30時点）

単位：本（1mLを1本に換算）

時点	①(②+③+④) 平成15年製造量 (出荷可能本数)	② メーカー・卸売業者 の未出荷量	③ 医療機関への 納入量	④ 医療機関からの 返品量等
4/30	14,808,787	44,866	14,626,474	137,447
↓				未使用量計 182,313 本（1mL換算）